

## 清水町地域生活支援拠点事業のご案内

地域生活支援拠点とは、障害者の方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、関係機関が協力して、障害のある方やその家族の生活を地域全体で支える仕組みです。  
ご家族の方の病気や事故など「もしも」の緊急時に備えて、関係機関で行き先探しをお手伝いします。

### 「もしも」に備えるお手伝い

#### ①相談支援

障害のある方の状態や周りの状況を相談支援専門員が相談を受け、「もしも」に備えたサービス利用と総合調整を行います。

#### ②体験の機会・場

「もしも」の緊急時に備え、慌てないように事前に1人暮らしの体験のためのショートステイを利用できます。

#### ③緊急時の受け入れ・対応

緊急時、一時的な受け入れ施設（ショートステイ）の調整を行います。

### 緊急時の受け入れ施設（ショートステイ）

法人名	事業所名	住所	電話番号	主な受入障害
NPO法人にじのかけ橋	ヘルプ久米田	清水町久米田 149-1	991-2300	身体障害・知的障害 精神障害 (車いす不可)
静岡医療センター	さくら病棟	清水町長沢 762-1	975-2000	重症心身障害者 <b>重症心身障害児</b>
社会福祉法人 聖家族の園	希望のわだち柿田	清水町柿田 184-2	972-8788	身体障害
社会福祉法人 共済福祉会	伊豆ライフケアホーム	函南町平井 717-2	978-0811	身体障害 <b>身体障害児</b>
NPO法人にじのかけ橋	ヘルプ柿原	沼津市下香貫柿原 2844-5	919-7416	身体障害・知的障害 精神障害 ※一部車いす可(1階はOK)
ソーシャルインクルー株式会社	短期入所 清水町	清水町徳倉 981-1	957-2866	身体障害・知的障害 精神障害
ソーシャルインクルー株式会社	短期入所 三島長伏	三島市長伏 5-1	977-0300	身体障害・知的障害 精神障害

## 登録できる方

～以下のいずれかに該当する 65 歳未満の方で、緊急時の生活の維持に不安がある方～

- ①町内に住所があり、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方
- ②自立支援医療受給者証をお持ちの方
- ③指定難病など、障害者総合支援法の対象疾患に罹患している方
- ④その他町が特に必要と認めた方

## 登録から利用まで

～緊急時に慌てないよう、事前登録をお願いします～

1. 「地域生活支援拠点 緊急時のための登録書」に必要事項を記入し、担当の相談支援専門員又は清水町役場に提出します。
2. 緊急時の利用登録者リストに登録されます。
3. 「もしも」のときに事業所も本人も慌てないように情報共有をします。
4. 緊急なことが起こったときは、担当の相談支援専門員又は清水町役場に連絡してください。一時的な受け入れ施設の調整を行います。

## その他

- ・事業所との契約は緊急なことが起こったときとき（実際に利用するとき）に行います。
- ・当日の定員状況により、希望の施設の利用ができない場合があります。その場合は他の事業所を探します。
- ・就労支援事業所や生活介護事業所を利用している方は、緊急時の日中（月～金）は、普段通っている就労支援事業所や生活介護事業所を利用します。
- ・緊急時が土日や夜間帯で、担当の相談支援事業所が休みの場合は清水町役場が連絡先になります。（※ただし、内容によっては対応できない場合があります。）

## 町内指定特定相談支援事業所

法人名	事業所名	住所	電話番号
清水町社会福祉協議会	相談支援事業所ゆうすい	清水町堂庭 221-1	981-1673
株式会社富士山ドリームビレッジ	ドリームリード駿東	清水町堂庭 89-5	939-8888
株式会社大鳥居介護支援事業所	大鳥居介護支援事業所	清水町徳倉 1566-2	933-3707

## 問い合わせ先

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭 210-1

清水町役場 福祉介護課 障害福祉係 ☎055-981-8204